

滋賀県介護保険低所得利用者対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、低所得利用者の負担の軽減を図るため、市町に対し、下記の事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、市町が行う次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（令和元年10月1日一部改正）の別添1に基づく事業

(2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業

上記通知の別添2に基づく事業

(3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

上記通知の別添3に基づく事業

(4) 中山間地域等に地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

上記通知の別添4に基づく事業

(補助金の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、第1欄に定める区分ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

表

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業	知事が必要と認められた額	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料、知事が必要と認められた経費	3/4

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業	知事が必要と認められた額	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料、繰出金、負担金補助及び交付金、知事が必要と認められた経費	3 / 4
離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	知事が必要と認められた額	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料、繰出金、負担金補助及び交付金、知事が必要と認められた経費	3 / 4
中山間地域等に地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業	知事が必要と認められた額	中山間地域等に地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料、繰出金、負担金補助及び交付金、知事が必要と認められた経費	3 / 4

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその承認を受けなければならない。
- (4) 市町は、補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書（様式第1号）を作成し、これを補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。地方公共団体以外の場合には、事業に係る収入および

支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(交付の申請)

第5条 市町は、別に定める日までに、次に掲げる書類1部を知事に提出して、この補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 介護保険低所得利用者対策事業費補助金交付申請書(様式第2号)
- (2) 介護保険低所得利用者対策事業費補助金所要額調書(様式第3号)
- (3) 介護保険低所得利用者対策事業事業計画書(様式第4号)
- (4) 歳入歳出予算書抄本

(変更交付の申請)

第6条 市町は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、次に掲げる書類1部を知事に提出して行うものとする。

- (1) 介護保険低所得利用者対策事業費補助金変更交付申請書(様式第5号)
- (2) 介護保険低所得利用者対策事業費補助金所要額調書(様式第3号)
- (3) 介護保険低所得利用者対策事業事業計画書(様式第4号)
- (4) 歳入歳出予算書抄本

(補助金の交付)

第7条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付決定額を限度に概算払いにより交付することができる。

(実績報告)

第8条 市町は、当該年度の事業が完了したときは、規則第12条に規定する事業実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して、翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

ただし、第4条の(3)により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 介護保険低所得利用者対策事業費補助金実績報告書(様式第6号)
- (2) 介護保険低所得利用者対策事業費補助金精算書(様式第7号)
- (3) 介護保険低所得利用者対策事業事業実績書(様式第4号)
- (4) 歳入歳出決算書(見込書)抄本

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、平成13年1月15日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月26日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

なお、平成17年3月実施分に係る法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業の取扱については、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年10月利用分にかかる補助金から適用する。

ただし、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度のユニット型個室にかかる特例措置事業については平成18年3月31日をもって終了する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行し、平成19年2月利用分にかかる補助金から適用する。

ただし、軽度者への福祉用具（特殊寝台・床ずれ防止用具及び体位変換器・立ち上がり補助いす等）貸与補助事業については国が軽度者に対する福祉用具貸与の判断基準を改めるするまでの間の時限措置とする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度利用分にかかる補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度利用分にかかる補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度利用分にかかる補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度利用分にかかる補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度利用分にかかる補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年度利用分にかかる補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度利用分にかかる補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行し、平成27年度利用分にかかる補助金から適用する。

なお、平成27年7月利用分までの施設入所者等に対する利用者負担軽減措置事業の取扱については、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度利用分にかかる補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度利用分にかかる補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行し、平成30年度利用分にかかる補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度利用分にかかる補助金から適用する。